

○益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例

平成 7 年 6 月 28 日

条例第 15 号

改正 令和 3 年 9 月 15 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、性別、障がい者、在日外国人等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 全ての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(町の施策)

第 4 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 前項の施策を推進するために、国、県が実施する人権に関する調査に、各種関係団体と連携を図り、協力するものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 6 条 町は、町民の人権意識を高めるため、各種関係団体と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県、近隣自治体及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、益城町人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。